

会計課

0

住民環境課

健康福祉課

平成26年6月から始まった庁舎耐震補強 及び大規模改修工事がこの度終了いたしま した。長い期間、ご迷惑をおかけしました が、ご協力ありがとうございました。なお、 工事に伴い課の配置が変更になりましたの でお知らせします。

各課配置		
3F	議会事務局	
2F	総務課・税務課・産業振興課	
1F	会計課・住民環境課・健康福祉課	
別棟2F	建設水道課	

多目的トイレが新設されました

地下に地下会議室が新設されました

被保険者(65歳以上の方

介護保険料は、高齢化が進むなか、介護サービスの充実や施設等の整備、介護予防を進めるために必要な保 険料となっております。介護保険料は3年ごとに見直され、平成27年度に介護保険料が変わりました。町民の 皆さまには、ご理解とご協力をお願いします。

今年度の介護保険料は平成27年の住民税課税状況が決定後、7月中旬にお知らせする予定です。4月から6 月分の介護保険料月額は4月中旬に発送予定の諏訪広域連合からの通知をご確認ください。

	条件	保険料年額平成28年度	/见险料 5000 / /见险料 委 /	
住民税の課税状況(本人·世帯)	本人の前年の合計	l 計所得金額など※1		保険料段階(保険料率)
老齢福祉年	金受給者または生活保護	受給者 80万円以下	25,680円	第1段階 (基準額×0.40)
非課税世帯	前年の合計 所得金額と 課税年金収 入額の合計	80万円を超える方 120万円以下	41,730円	第2段階 (基準額×0.65)
		120万円を超える方	44,940円	第3段階 (基準額×0.70)
本人は非課税 世帯は課税		80万円以下	57,780円	第4段階 (基準額×0.90)
		80万円を超える方	64,200円	第5段階 (基準額)
課税世帯	前年の合計 所得金額	80万円未満	67,410円	第6段階 (基準額×1.05)
		80万円以上 125万円未満	70,620円	第7段階 (基準額×1.10)
		125万円以上 200万円未満	86,670円	第8段階 (基準額×1.35)
		200万円以上 300万円未満	102,720円	第9段階 (基準額×1.60)
		300万円以上 400万円未満	109,140円	第10段階 (基準額×1.70)
		400万円以上 600万円未満	121,980円	第11段階 (基準額×1.90)
		600万円以上 1,000万円未満	131,610円	第12段階 (基準額×2.05)
		1,000万円以上 1,500万円未満	141,240円	第13段階 (基準額×2.20)
		1,500万円以上	150,870円	第14段階 (基準額×2.35)

^{※1} 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除など の所得控除をする前の金額です。

[■]問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111 (内線127)